

浦安市行政評価条例

(目的)

第1条 この条例は、行政改革の推進の重要性に鑑み、行政評価の基本原則及び行政評価に関する基本的な考え方その他必要な事項を定めることにより、行政運営の透明性を確保し、効果的かつ効率的な行政運営を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 実施機関が実施し、又は関係する行政運営に関し、妥当性、効率性、有効性等の観点から評価を行うことをいう。
- (2) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

(行政改革の基本理念)

第3条 市は、最少の経費で最大の効果を挙げるように行政運営を行わなければならない。

- 2 市は、効果的かつ効率的で質の高い行政運営を行うため、行政資源を最適に活用しなければならない。
- 3 市は、技術革新の進展等の社会経済情勢の変化に的確に対応することができるよう、行政改革を推進しなければならない。

(行政評価の基本原則)

第4条 市は、前条に規定する行政改革の基本理念を踏まえて、行政評価を行うものとする。

- 2 行政評価は、行政運営の透明性、公平性及び客観性が確保されるよう、当該行政評価の対象の特性に応じた合理的な手法を用いて、可能な限り定量的に行うものとする。
- 3 実施機関の職員は、行政評価を通じて、市民の視点に立って、その所管する事務を、成果重視の観点その他当該行政評価の対象の特性に応じて必要な観点から見直すとともに、常に意識改革及び政策形成能力の向上に努めるも

のとする。

(行政評価の実施)

第5条 実施機関は、行政評価の実施に当たっては、市の財政状況及び社会経済情勢に応じ、行政評価の対象、手法その他の必要な事項を定めて行うものとする。

(市長の総合調整)

第6条 市長は、他の実施機関に対し、行政評価に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

(評価結果の公表)

第7条 市長は、行政評価の結果を公表するものとする。

2 市民は、行政評価の結果に対し、意見を述べることができる。

(評価結果の活用)

第8条 実施機関は、効果的かつ効率的で質の高い行政運営を行うため、行政評価の結果を施策や事業、予算編成、組織編成等に活用し、継続的に行政改革を推進するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。